

文部科学省所管の国立研究開発法人の評価に関する基準について

参考資料 1-1

(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」(平成27年6月30日文部科学大臣決定))

- ・ 評定区分は、S、A、B、C、Dの5段階。(Bが標準)
- ・ 研究開発に係る事務及び事業についての評定区分は以下のとおり。

国立研究開発法人の**目的・業務、中長期目標等に照らし**、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて、

S	<p>特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「成果・取組の科学的意義(独創性・革新性・先導性・発展性等)」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など・ 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など・ 「社会的価値(安全・安心な社会等)の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など・ 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」など
A	<p>顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。 (S評定には至らないが、成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献)</p>
B (標準)	<p>成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。</p>
C	<p>より一層の工夫、改善等が期待される。</p>
D	<p>抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。</p>